

工業系高校魅力発信業務委託仕様書

山梨県（以下「県」という。）が実施する工業系高校魅力発信業務委託の仕様を次のとおり定める。

1 委託業務の名称

工業系高校魅力発信業務委託

2 委託業務履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

3 委託業務の目的

本県基幹産業である「ものづくり産業」の持続的な発展のため、工業系高校の定員確保及びものづくり産業の担い手確保に向けて、県内中学生及びその保護者、県内高校生を対象に本事業を実施する。

4 事業概要

(1) 中学生と保護者を対象としたものづくり産業セミナーの開催（以下「セミナー」という。）

- ・開催時期：令和5年10月～令和6年2月
- ・開催回数：4回（国中地域2回、郡内地域2回）
- ・開催場所：近くに公共交通機関の利用可能な場所があり、中学生等でもアクセスしやすく、駐車場が利用可能な場所又は県内企業にて開催
- ・対象者：県内中学2年生及びその保護者（ただし、他学年であっても空き人数に余裕があれば、受入可とする）
- ・内容：県内製造業の企業紹介、仕事内容やものづくりの楽しさ等を伝えるためのセミナーを開催。
- ・参加人数：1回あたり30名程度

(2) 中学生と保護者を対象としたオープンファクトリーの開催（以下「オープンファクトリー」という。）

- ・開催時期：令和5年10月～令和6年2月

- ・開催回数：4回（国中地域2回、郡内地域2回）
- ・開催場所：県内企業にて開催
- ・対象者：県内中学2年生及びその保護者（ただし、他学年であっても空き人数に余裕があれば、受入可とする）
- ・内容：県内製造業の現場や就労環境の実態を見学することで、就職先の一つとして製造業への関心を高めてもらうためオープンファクトリーを開催する。
- ・参加人数：1回あたり30名程度

（3）経営者・若手技術者と高校生の意見交換会

- ・開催時期：令和5年10月～令和6年2月
- ・開催回数：2回（国中地域1回、郡内地域1回）
- ・開催場所：近くに公共交通機関の利用可能な場所があり、高校生でもアクセスしやすく、駐車場が利用可能な場所にて開催
- ・対象者：県内高校2年生（ただし、他学年であっても空き人数に余裕があれば、受入可とする）
- ・内容：県内の経営者や若手技術者と意見交換ができる機会を設ける。
- ・参加人数：1回あたり20名程度

（4）女性技術者と高校生の意見交換会

- ・開催時期：令和5年10月～令和6年2月
- ・開催回数：2回（国中地域1回、郡内地域1回）
- ・開催場所：近くに公共交通機関の利用可能な場所があり、高校生でもアクセスしやすく、駐車場が利用可能な場所にて開催
- ・対象者：県内高校2年生の女子高生（ただし、他学年の女子高生であっても空き人数に余裕があれば、受入可とする）
- ・内容：県内の女性技術者との意見交換できる機会を設ける。
- ・参加人数：1回あたり20名程度

5 委託業務内容

（1）セミナーの開催

①講師の選定等

講師の選定については、県及び受託者がそれぞれ数名候補案を出し、協議して決定すること。また、セミナー1回あたりの講師は2名程度とし、講師1名あたりの謝金は、金20,000円を限度とする。

セミナー内容についても、県と協議し決定すること。

②会場の選定・確保

会場近くに、公共交通機関が利用できる場所がある等、参加者にとって利便性の良い会場を選定すること。

③参加者の募集及び決定

チラシを使うことや自社HPに掲載する等、周知を行うこと。また、参加者の申込受付や管理を行い、必要によって申込者に対して決定連絡を行うこと。

④当日の運営

参加者受付や当日の司会等を行う。また、セミナーの運営に際し、必要な記録（写真撮影、録画、録音）を行うものとする。撮影時には、参加者個人が特定されないよう配慮するとともに、撮影した写真等は県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

⑤参加者アンケートの実施

当日の満足度や製造業に関する意識の変化等内容とするアンケートの実施・集計を行うこと。内容については、県と協議し決定すること。

⑥その他

- ・(2) オープンファクトリーと連動して行うなど効果が高まるように実施すること。その際、セミナー会場からオープンファクトリー開催会場までの移動手段は、(2) オープンファクトリー開催に係る手配と同様のバスによること。また、途中で昼食が必要となる場合は、参加者の持参とし、衛生面・安全面に配慮した場所で昼食をとるようにすること。

(2) オープンファクトリーの開催

①企業の選定・連絡調整等

企業の選定については、県及び受託者がそれぞれ数社候補案を出し、協議して決定すること。オープンファクトリー1回につき、2社程度回ることとし、受入先企業と見学内容や見学ルート等の連絡調整を行うこと。

②オープンファクトリーに係る手配

- ・移動手段は、専用の運転手付きバス車両によることとし、運行に係る業務は、

道路運送法の許可を受けた会社で行うこと。なお、添乗員についても手配（1名程度）することとし、開催日当日に同行し、安全管理や工場見学中のガイドを行わせること。

- ・オープンファクトリー中の万一の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡（概ね1,000万円以上のもの）・後遺障害、入院・通院、第三者、見学先企業への賠償責任等をカバーするものとする。

③参加者の募集及び決定

- 5（1）③と同様に実施すること。

④当日の運営

- ・参加者受付や当日の司会、コーディネート等を行い、見学中は受入先企業と必要な調整を行うこと。
- ・バスの出発前には、人数を確認し、参加者全員がいることを確認すること。また、シートベルト着用及び制限速度をはじめとする道路交通法等の法令を遵守し、安全の確保を最優先にすること。
- ・見学開始前は、受入先企業の概要や見学会の内容、企業情報に関する注意事項等を記載した資料を配付し、説明を行うこと。
- ・見学中は、参加者に対して見学ルートから外れない等のルールの徹底や情報の管理に注意するよう説明を行い、写真撮影の禁止等必要な対策を講じること。また、見学中の十分な安全確保対策を図ること。
- ・受託者は、受入先企業に確認をとり、必要な記録（写真撮影等）を行うものとする。また撮影時には、参加者個人が特定されないよう配慮するとともに、撮影した写真等は県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

⑤参加者アンケートの実施

- 5（1）⑤と同様に実施すること。

⑥その他

- ・（1）セミナーの開催と連動して行うなど効果が高まるように実施すること。
- ・天候等の理由により、中止した場合の費用は受託者負担とする。また、再度調整を行い、契約額範囲内でオープンファクトリーを行うものとする。

（3）経営者・若手技術者と高校生の意見交換会及び（4）女性技術者と高校生の意見交

換会

- ・ 5 (1) ①～⑤と同様に業務を進めること。

6 実績報告書の提出

委託業務が終了したときは、速やかに実績報告書及び報告書に必要な添付書類を提出すること。

7 その他

- (1) 委託業務より知り得た情報及び秘密は、委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (2) 受託者は、県と速やかに連絡がとれる体制を整えること。
- (3) 委託業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、委託業務一部の再委託又は請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (4) 災害等によりセミナーやオープンファクトリー、意見交換会が中止の場合は、参加者及び講師、受入先企業に連絡を行うこと。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項は、県と協議し決定する。